

村立東海病院 面会規程

第1条（目的）

本規程は、入院患者の療養生活の質向上および尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

当院は、患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

第3条（面会時間）

面会時間は、別途運用基準に定める。

第4条（面会人数および回数、面会場所）

面会人数や回数は、その患者の状態によるため、詳細は運用基準に定める。

第5条（面会者と面会を控える場合）

面会者は、原則として家族等であり、詳細は運用基準に定める。

第6条（面会手順）

1. 面会者は、総合受付にて面会手続きを行い、面会札を着用する。
2. 病棟スタッフステーションに声かけを行ったうえで入室する。
3. 面会終了後は面会札を総合受付に返却する。

第7条（感染対策や感染症流行時の特別対応）

面会前後の手指衛生、不織布マスクの着用、その他運用基準に定める。

第8条（禁止事項）

飲食、迷惑行為（診療を拒否する行為に準ずる）、SNS投稿、医療機器操作とする。

第9条（面会制限や面会時間外の特例）

患者の状態によるため、運用基準に定める。

第10条（周知および広報）

本規程の内容は、患者および家族に対し十分に理解されるよう、運用基準に定める。

第11条（規程の制定および見直し）

本規程は、病院の運営状況や地域の感染状況、社会情勢に応じて見直しを行う。

附則

本規程は2026年6月1日より施行する。